

難病医療費助成の見直しに関する意見書（案）

現在、厚生労働省において難病医療費助成の見直しが検討されている。その内容は、医療費助成の対象を現行の 56 疾病から約 300 疾病に広げる一方、自己負担がなかった重症者について最大で月約 2 万円の負担を求めるなど、全ての患者について医療費自己負担額の上限の引上げを行うとともに、軽症者を助成対象から除外するというものである。年収 160 万円の世帯では、可処分所得に占める医療費自己負担額の上限の割合は現行の 2 % から 10.6 % にまで増加し、これまで自己負担がなかった住民税非課税世帯も最大 6,000 円の負担が求められることとなる。

また、同様に小児難病患者についても、最大で 22,200 円の自己負担を求め、重症者にも新たに負担を求めることなどが検討されている。

難病患者は、医療費だけでなく、家族の付添いに係る費用、遠方の専門病院に通うための交通費など多くの出費が必要となる一方、就労が困難で家族に依存しながら、生活に困窮している患者が少なくない。医療費の負担増はこうした患者を更に追い詰めるものである。

本年 1 月、厚生労働省の難病対策委員会が取りまとめた提言では、「難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すこと」としており、今回の見直し案はこの理念にも反するものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、難病医療費助成の見直しに関して、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 軽症者を医療費助成の対象から除外しないこと。
- 2 自己負担額は、少なくとも現行以上としないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		